

## 重度心身障がい者およびひとり親家庭等医療給付制度のお知らせ

障がい者およびひとり親の方を対象に北海道と町が協力して医療費の助成をしています。

### ●助成の対象となる方 ◇障がい ◆ひとり親

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入している方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

◇身体障がい者手帳1・2級または3級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、もしくは肝臓の機能障害に限る）に該当する方

◇療育手帳A判定、重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいをもつ方については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする方）と判定または診断された方

◇精神保健福祉手帳1級に該当する方

◆ひとり親家庭で20歳未満の子どもを扶養している親と子

◆両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている20歳未満の子

※18歳～20歳については、大学・専門学校等に在籍している子どもなど、条件があります。

◇◆所得制限に該当しない方

### ●助成内容

・入院・通院・歯科・調剤等にかかった健康保険適用分の医療費  
ただし、一部負担金（自己負担）等を除きます。

（18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児等医療費自己負担額は町の助成対象になります。）

### ●医療費自己負担額

・3歳未満および低所得者（非課税世帯）

初診時一部負担金（医科：580円、歯科：510円、柔道整復：270円）

基本利用料（8,000円を上限とする）

・一般（課税世帯）

医療費の1割負担（月額上限 ※入院+外来：57,600円 外来：18,000円）

※療養月から遡って12ヶ月以内に高額療養費が3ヶ月以上支給されている場合は  
44,400円とする

※後期高齢者医療制度の加入者で、負担割合が「1割負担」で課税世帯の方については、重度心身障がい者医療費助成制度と同額になるため、助成の対象になりません。

### ●申請に必要なもの ◇障がい ◆ひとり親

◇身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等 ◇◆健康保険証 ◇◆印鑑

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

## だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

混雑をさけるため、予約制での開催といたしますので、事前にお申込をお願いします。

たくさんの方のご来場をお待ちしております。

日 時：3月16日（土） 11:30～13:30

メニュー：カレーピラフ・からあげ・スイーツ

※11:30から30分ごとの時間予約制です。料 金：大人200円 18歳以下無料

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

申 込 先：電話 090-2811-8196

代表 鎌田 眞美

※会場が使用できない場合は中止となります。

## 合併処理浄化槽設置費用補助のお知らせ

浦臼町では、公共下水道処理区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする方に設置費用の一部を町予算の範囲内で補助金として交付する事業を行っています。下記の要件をすべて満たしている場合に対象となります。すでに単独処理浄化槽を設置していて、合併処理浄化槽に切り替える場合も該当となります。

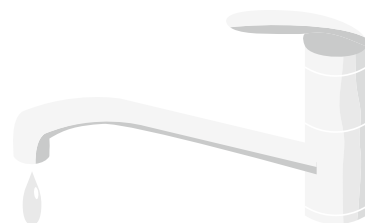
### 要件

- ・自らが居住、または居住しようとする住宅に設置するもの
- ・対象処理人員が10人以下の規模の設置であること
- ・町税等を滞納していないこと
- ・住宅を賃借している場合は、所有者の承諾が得られていること

### 補助金額

浄化槽本体設置工事に対して、次の金額を限度に補助を行います。

- 5人槽設置の場合 585,000円
- 7人槽設置の場合 705,000円
- 10人槽設置の場合 945,000円



令和6年度に設置を希望される方は、令和6年4月12日(金)までに 住民課生活係にお申込みください。また、申込み期日以降に設置が決まった場合につきましても随時ご連絡願います。

お申し込み・お問い合わせ 住民課生活係 電話：68-2112

## 人権教育講演会開催のお知らせ

滝川人権擁護委員協議会創立40周年記念事業として「こども六法」著者、アート&アーツ社長、ミュージカル俳優として活躍されている若手教育研究者 山崎聡一郎氏による人権教育講演会を開催します。この機会に人権について考えてみませんか。入場は無料です。

- 日時 4月26日(金) 午後3時45分開演 (午後3時開場)
- 場所 滝川市 ホテル三浦華園 1階オーロラホール
- 主催 滝川人権擁護委員会
- 後援 中空知5市5町・中空知5市5町教育委員会・(一財)滝川生涯学習振興会
- 申込 QRコードよりお申し込みいただくか、下記連絡先にお電話ください。



連絡先：滝川人権擁護委員協議会 電話：23-2727  
住民課住民係 電話：68-2112

※この講演会は、一般財団法人北門信金まちづくり基金助成金を受けて実施します。